

高根沢町の行政コスト計算書【普通会計】（平成18年度）

1 行政コスト計算書とは

一般企業は利益を目的として活動しているので、損益計算書で売上に対応する売上原価を費用として算出し、それを損益計算書の基礎として利益を算出します。これに対して地方公共団体は、**営利活動を目的としていない**ので、このような損益計算書ではなく、**あるサービスにどれだけのコストがかかっているのか**、など行政コストの内容自体の分析が必要になります。

地方公共団体の行政活動は、将来の世代も利用できる資産の形成だけでなく、人的サービスや給付サービスなどの資産形成につながらない当該年度の行政サービスが大きな比重を占めていますので、その全活動を総合的に分かりやすく説明していこうとする観点（説明責任）から、バランスシートとともに有効な手段になるものとして考えられたのが**行政コスト計算書**です。

2 行政コスト計算書作成の基本的前提

① 対象会計範囲

行政コスト計算書は**バランスシートと表裏一体**の関係にありますので、バランスシート同様に普通会計（**一般会計及び宝積寺駅西第一土地区画整理事業特別会計**）が該当します。

② コストの範囲は、当該年度の町民へ提供した行政サービスに要した費用のうち、**資産形成につながる支出を除いた現金支出に減価償却費、不納欠損額、普通退職給与引当金といった非現金支出を加えたもの**です。

コスト項目の分類は、民間企業のように売上原価、販売費・一般管理費などに分類するのではなく、コスト分析を容易にするため、行政の分野ごとにその性質別の内訳を示すこととし、**目的別経費**と**性質別経費**を合わせたマトリックス（行・列）としました。

性質別経費とは、経費をその経済的性質を基準として分類したものであり、大きく「人にかかるコスト」「物にかかるコスト」「移転支出的なコスト」「その他のコスト」の4種類に分類されます。

【行政コスト】

「人にかかるコスト」	人件費、退職給与引当金繰入等
「物にかかるコスト」	物件費、維持補修費、減価償却費
「移転支出的なコスト」	扶助費、補助費等、繰出金、普通建設事業費（他団体等への補助金等）
「その他のコスト」	災害復旧費、失業対策費、公債費（利子分のみ）、債務負担行為繰入、不納欠損額

【収入項目】

「使用料・手数料」	分担金・負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、基金の取り崩しによる繰入金等
「国庫（県）支出金」	資産形成に資する支出金以外の国・県支出金
「一般財源」	地方税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策交付金

3 行政コスト計算書の説明

〔概 要〕

高根沢町の平成18年度の行政コストは、約75億1千万円です。

行政コストを性質別に見てみると、物件費・減価償却費等の「物にかかるコスト」が行政コスト全体（75億1千万円）の41％（31億円）、次いで、扶助費・補助費等の「移転支出的なコスト」が34.8％（26億1千万円）を占めており、人件費等の「人にかかるコスト」が22％（16億4千万円）を占めています。

また、科目別に見てみると、民生費が行政コストの25.8％（19億4千万円）、教育費が18.2％（13億7千万円）、土木費が16.7％（12億6千万円）等となっています。

収入項目では、使用料・手数料等が6億5千万円、国庫（県）支出金が6億3千万円、町税等の一般財源が6億3千万円の計76億1千万円となっています。

〔住民1人当たり行政コスト〕

性 質 別	全体（千円）	1人当たり コスト（円）	前年度1人 当たりコスト	前年度との比較
1. 人にかかるコスト	1,638,519	52,982	55,878	△2,896
2. 物にかかるコスト	3,079,436	99,574	96,734	2,840
3. 移転支出的なコスト	2,613,325	84,503	84,922	△419
4. その他のコスト	180,096	5,823	6,144	△321
合 計	7,511,376	242,882	243,678	△796

※平成18年度末人口 **30,926人**

上記の表から、平成18年度の高根沢町住民1人当たりの行政コストは、

242,882円かかったことになります。

また、前年度と比較すると、**796円**の減となりました。